

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第28号

答申番号：令和3年度答申第36号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

原処分（生活保護費返還処分）における返還額の算定は、勤労に伴う必要経費のほか、社会保険料及び交通費の実費を考慮していないから、原処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、令和2年9月から令和3年4月まで（以下「本件期間」という。）の保護費の算定に当たり収入充当額が誤っていたことから、改めて当該収入充当額を再計算した結果、判明した過支給額に相当する保護費を生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定に基づき返還決定したものであり、その算定内容に誤りはないことから、適法かつ正当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 処分庁は、本件期間の請求人の長女（以下「長女」という。）の勤労収入の収入充当額の認定に誤りがあったことから、改めて収入充当額の認定変更を行ったことにより生じた保護費の過支給額を合算して原処分を行ったのであり、その算定は適正であると認められる。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年12月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日及び令和4年1月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、

その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、同条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に取りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。ただし、返還対象となる資力が勤労収入である場合には、基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、勤労収入を得るための必要経費としては、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額等を認定することとされている。

そこで本件についてみると、処分庁が事後において本件期間の各月における長女の勤労収入の再認定を行った結果、本件期間の各月における保護費にそれぞれ過支給額が生じたことが認められる。この点、請求人は処分庁に対し収入申告書に給与明細の写しを添付して長女の勤労収入を適切に申告していたのであるから、本件期間の各月における保護費に過支給額が生じた原因は、専ら処分庁の責任によるものである。そうすると、処分庁は原処分を行うに当たり、請求人が本件期間における各月の保護費は適法なものと信頼し、その生活を終えていることについて考慮する必要があるというべきである。よって、原処分の支払方法を長期分割払いにすることなどにより、請求人の今後の生活に最大限の配慮がなされなければならないと、これを前提として、原処分に違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人は、原処分の返還額の算定は勤労に伴う必要経費のほか社会保険料及び交通費の実費を考慮していない旨を主張するが、原処分は、前記の保護の処理基準に照らし、勤労収入を得るための必要経費を適正に控除して算定されていると認められるから、その主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 委員(会長) | 岸 | 本 | 太 | 樹 |
| 委員 | 中 | 原 | | 猛 |
| 委員 | 日 | 笠 | 倫 | 子 |